

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年1月までの期間及び8年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月から4年1月まで
② 平成8年1月

申立期間①については、前職を退職後、別の会社に勤務するまでの期間であるが、この期間の国民年金保険料については、別の会社に入社後、市役所でまとめて納付した。

その後、平成8年1月中旬に同社を退職し、同年2月からは新たに別の会社に勤め始めたが、同年4月にその会社の給与形態が変わり、厚生年金保険被保険者資格を喪失したため、市役所に国民年金と国民健康保険の加入手続に出向いた。その際、申立期間②の保険料を納付していなかったため、その場で納付した。

申立期間①及び②共に、父親が、私と母親を自動車に乗せて市役所に連れて行ってくれたことを私も母親もはっきりと覚えているにもかかわらず、国民年金の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ6か月及び1か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付した当時の状況を明確に記憶しており、保険料を納付した際の市役所でのやりとり等も具体的かつ詳細である上、その供述に不自然な点も無く、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付に、その両親と共に出向いたとしているところ、その母親も、「娘は自動車を運転

できなかったため、私の夫が自動車を運転し、私も同行して3人で市役所に出向いた。そして、市役所の窓口で、娘が自分のお金で国民年金保険料を支払っていたと記憶している。」と供述しており、申立内容を裏付けるものとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 861

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月
結婚前に国民年金に加入して以降、結婚後も国民年金保険料はきちんと納め続けてきた。申立期間のみ未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和46年11月に婚姻し、その夫は厚生年金保険に加入していることから、婚姻後、61年4月に第3号被保険者となるまでは国民年金の任意加入対象期間となるが、申立人は、任意加入対象期間について、国民年金の適用除外となる海外在住期間の前後3か月を除き任意加入している上、平成12年9月から20年12月までの保険料は前納するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は現年度納付されていることから、申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年12月25日）及び資格取得日（昭和39年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月25日から39年4月1日まで

私は、昭和38年9月1日にA社に臨時従業員として入社し、39年7月13日に正規従業員となった。その後、定年退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録では、申立期間が空白期間となっており納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和38年9月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月25日に資格を喪失後、39年4月1日に同事業所において再度資格を取得しており、38年12月25日から39年4月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録、上司及び複数の同僚の供述並びにA社企業年金基金から提出された「基金設立時加入員資格取得届」及び同基金への照会結果から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の上司及び複数の同僚は「申立人は一時退社したことはなく、申立期間も継続して勤務していた。また、申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、これらの上司及び複数の同僚は、いずれも申

立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 7 月 13 日までの期間は臨時従業員であったとしているところ、オンライン記録により、申立人の整理番号の前後で申立人と同時期（昭和 38 年 9 月 1 日）に厚生年金保険の資格を取得した者のうち、厚生年金保険被保険者期間が長期間継続し連絡が取れた 3 人に照会したところ、いずれも臨時従業員として入社した旨の供述をしている上、臨時従業員であったと供述している期間も厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 38 年 11 月の社会保険事務所(当時)の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 12 月から 39 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年9月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月1日から同年12月末日まで
昭和53年8月末にA社に入社し、53年12月末に退社するまで正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の上司及び同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に正社員として勤務していたことが推認できる。

また、A社の当時の事務担当者に照会したところ、「従業員は全員が正社員であり、すべて社会保険に加入させていた。」と供述しているところ、複数の同僚が供述している当時の同社における従業員数とオンライン記録から確認できる同社の厚生年金保険被保険者数はおおむね一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が同日に入社したとしている同僚は、A社において昭和53年9月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる上、同社の事務担当者は「同時に二人入社した場合、一人だけ厚生年金保険に加入させることはない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人及び上司の供述から、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和53年12月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における申立人と同日に入社した同僚及び申立人と同様の業務に従事していた同僚の申立期間に係る標準報酬月額の記録から判断すると、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無いため不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年9月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1036

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月31日から同年2月1日まで

昭和27年3月10日にD社（現在は、B社）E工場に入社し、平成5年12月21日に定年退職するまで、転勤はあったものの継続して勤務していた。申立期間の給与支給明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書から判断すると、申立人が申立期間にA社で継続して勤務し（D社E工場からA社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は昭和41年12月28日出向の命令書を受け、1か月間ほど引継ぎを行った後、1月下旬には赴任したと供述していることから、42年1月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書及び申立人のA社C支店に係る昭和42年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は「当時の資料が残っておらず確認できないが、関連の事業所間の転勤であり、届出に過誤があったと思う。」と回答している上、社会保険事務

所の記録におけるA社C支店の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和42年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成17年7月15日は54万8,000円、同年12月16日は55万円、18年7月14日は60万円、同年12月14日は62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月14日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額(平成17年7月15日は54万8,000円、同年12月16日は55万円、18年7月14日は60万円、同年12月14日は62万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1038

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで

義兄の紹介で昭和 35 年 10 月に A 社へ入社し少なくとも 2 年間は勤務した記憶がある。被保険者記録照会回答票には 3 か月しか記録が無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における当時の複数の同僚が、「申立人は 3 か月以上は勤務していた。」旨の供述をしていることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、「当社が保有する申立人の在籍記録を確認したが、昭和 35 年 11 月 1 日入社、36 年 2 月 1 日退職と記載されている。」との回答があった。

また、申立期間①について、複数の同僚が、「記憶している入社日から厚生年金保険被保険者資格取得日までの期間に数か月の空白期間がある。」と供述している上、A 社の当時の経理担当者から、「当時は 1 か月の試用期間を設けていた。」との供述があったことから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

申立期間②について、A 社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、申立人の厚

生年金保険の加入状況についての供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 26 年 10 月から 28 年 11 月まで
③ 昭和 30 年 4 月から 31 年 3 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社（現在は、C社）に勤務した申立期間②及びD社に勤務した申立期間③について加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、申立期間①、②及び③については、夜間の学校に行きながら勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①にA社において厚生年金保険被保険者であった同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、複数の同僚が「入社後に試用期間が3か月間あり、厚生年金保険はその後加入した。」と供述している上、当該同僚のうち1人は「昭和26年6月に入社したが、同年12月から厚生年金保険に入っている。」と供述していることから、同社は必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録により、申立期間②にB社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間③について、オンライン記録によると、D社は昭和33年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社において申立期間③に在籍していた同僚に照会したところ、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、当該事業所は厚生年金保険には加入しておらず、私も加入していなかった。」との回答があった。

さらに、D社の代表取締役は、オンライン記録に該当者が見当たらず、連絡先も不明であるため、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 12 日から 41 年 1 月 24 日まで
私はA社に、昭和 39 年 9 月から 43 年 3 月まで継続して勤務していた。
しかし、厚生年金保険の加入記録では、40 年 11 月 12 日から 41 年 1 月 24 日までの期間が未加入となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社で勤務していた同僚の供述により、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚及びA社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、A社は昭和 51 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した当時の役員に照会を試みたものの連絡が取れず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険被保険者資格を昭和 40 年 11 月 12 日に喪失した際に健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されている旨の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで
② 昭和 46 年 6 月 1 日から 49 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 5 月から平成 6 年 11 月 1 日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社（現在は、C社）に、申立期間③についてはD社に、それぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A社は、昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当該期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、法務局に照会しても、A社に係る法人登記等は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も既に他界しているため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、B社において昭和 46 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚に照会したところ、「申立人は、私の入社後間もなくして退職した。」旨の回答があった。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間③について、D社において当該期間に厚生年金保険被保険者であった同僚から「私は入社と同時に厚生年金保険に加入しているので試用期間はなかった。申立人は、申立期間当時において外注工事員であったと思う。」旨の回答があった上、オンライン記録によると、申立人が記憶している同僚のうち二人については、申立期間③に係るD社の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、D社は、平成16年12月に破産宣告を受けているため、破産管財人に照会したところ、関連資料は保管期限が過ぎているため不明との回答があり、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人のD社における雇用保険加入記録によると、平成6年11月1日資格取得、8年1月15日離職となっており、申立期間③に係る加入記録は無い上、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月ごろから26年4月ごろまで
② 昭和26年4月ごろから27年8月ごろまで
③ 昭和28年5月ごろから同年10月ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間に係る記録が無いとの回答であった。私は、申立期間①はA社（現在は、B社）、申立期間②はC社、申立期間③はD社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社の業務内容に関する供述と、申立期間当時の同社の業務内容に関するB社の回答が一部一致することから、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は当時の同僚の氏名等を覚えていないため、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「当社に残っている最古の資料は昭和26年8月の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届であり、それ以前の書類は災害で流出したものと思われる。当時の資料は残っていないため不明である。」と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人

の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、申立人は当時の同僚の氏名等を覚えていないため、当該期間にC社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、「当社が保管している従業員名簿を調べたが、申立人の記録は見当たらない。」との回答があった。

さらに、C社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②について申立人の氏名は無い。

申立期間③について、申立人のD社の業務内容に関する供述と、同僚の業務内容に関する供述に一致する点があることから、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は当時の同僚の氏名等を覚えていないため、当該期間にD社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社に照会したところ、「当時のことを知る者はおらず、昭和40年以前の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、同僚の一人は、「半年から1年くらい勤めていた。」と供述しているが、当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者期間としては2か月であることから、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間③について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1043

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた時の標準報酬月額が、実際とは違う金額に引き下げられて記録されているように思うので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された申立人の報酬月額が確認できる資料によると、申立期間のうち、平成 7 年 4 月から 11 年 9 月までの各月における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間のうち、平成 4 年 11 月から 7 年 3 月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額を示す関連資料（給与明細書、賃金台帳等）が無いことから、申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することはできない。

さらに、市から提出された平成 11 年の給与支払報告書によると、社会保険料等の金額は、オンライン記録上の申立人の標準報酬月額に基づき算出した健康保険料及び厚生年金保険料並びに当該事業所が保管している各月の給与額に基づく雇用保険料の合計額より低額になっていることが確認できる。

加えて、A社において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚について、オンライン記録の標準報酬月額をみると、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている形跡はみられない上、そのうちの同僚一人は、「私の標準報酬月額の記録は、自分の記憶や給与明細書と一致している。」と供述している。

このほか、申立期間について、標準報酬月額が誤りであることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1044

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 15 日から 56 年 12 月 26 日まで
A社に勤め始めたころは給与の手取り額が 15 万円くらいであったが、その後は歩合給となり、手取り額は 27 万円くらいであった。しかし、標準報酬月額の記録が低額であるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁（当時）に記録されている標準報酬月額と、申立期間当時支給されていた手取り額が相違していると申し立てている。

しかし、A社に照会したところ、申立人が主張する標準報酬月額を示す関連資料（賃金台帳等）は無いとの回答があり、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった者のうち連絡先が判明した同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚二人の標準報酬月額は、いずれも不自然な点はみられず、事業主が申立人の標準報酬月額のみ、ほかの同僚と異なる取り扱いを行ったとは考えられない。

加えて、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額と、オンライン記録とは一致しており、申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月27日から同年6月3日まで
② 昭和41年9月25日から42年6月ごろまで

申立期間①はA社（現在は、B社）からC社へ派遣され勤務していたが、給料はA社からもらっており、厚生年金保険料が控除されていた。また、申立期間②はD社からE社へ派遣され勤務していたが、給料はD社からもらっており厚生年金保険料が控除されていた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚及びA社において申立期間①に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社に照会したところ、不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述等を得ることはできなかった。

申立期間②について、D社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

また、D社は昭和47年1月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しな

くなっている上、当時の代表取締役は既に他界しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間①及び②において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の両事業所における雇用保険の加入記録は無い上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1046

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 47 年 4 月まで

A社が社会保険に加入していることを聞き、入社した。同社が運営しているB事業所で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、商業登記簿謄本により判明した元役員に、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「元代表取締役及び従業員全員が厚生年金保険に加入していなかった。」との回答があった。

さらに、申立人が記憶している同僚から、「会社は厚生年金保険に加入していなかった。」との供述があった上、オンライン記録によると、申立期間において当該同僚の厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立期間について申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月から30年1月1日まで
従兄を頼って昭和29年7月に従兄の勤めるA社に機械工として入社した。給与が少ないため、生活が苦しくすぐに退社したが、申立期間は勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）のうち、連絡先が判明した一人に照会したところ、「申立人が、当該事業所で勤務していた期間は不明であるが、私の紹介で入社した。」旨の回答があったことから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚から、申立人の厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

また、A社は昭和44年4月19日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本及びオンライン記録により調査したものの、当時の役員等関係者は既に他界又は所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。